



富山大学学報

第49号 (昭和38年12月)

目次

関係法令	1
学内規程	1
富山大学学則の一部改正	1
〃 工学部規程の一部改正	1
〃 体育館運営委員会規則の制定	2
諸会議	2
人事異動	3
職員消息	3
主要日誌	4
給与法の改正について	5

関係法令

法律

- 第172号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律 38.12.20官報
- 第182号 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 38.12.21 〃

省令

- 文部第24号 日本学校安全会法施行規則の一部を改正する省令 38.12.3官報
- 大蔵第60号 支出官事務規程等の一部を改正する省令 38.12.7 〃
- 労働第21号 電離放射線障害防止規則 38.12.28 〃

規則

- 人事院1-4 現行の法律、命令及び規則の廃止の一部を改正する規則
- 〃 9-6 俸給の調整額の一部を改正する規則
- 〃 9-7 俸給等の支給の一部を改正する規則
- 〃 9-8 初任給、昇格、昇給等の基準の一部を改正する規則
- 〃 9-13 休職者の給与の一部を改正する規則
- 〃 9-17 俸給の特別調整額の一部を改正する規則
- 〃 9-22 暫定手当の一部を改正する規則
- 〃 9-24 通勤手当の一部を改正する規則
- 〃 9-30 特殊勤務手当の一部を改正する規則

- 〃 9-40 期末手当及び勤勉手当に関する規則
- 〃 9-41 最高号俸等を受ける職員の俸給の切替えに関する規則

以上 38.12.20官報

官庁報告

人事院事務総局 昭和38年度国家公務員採用東海・北陸地方初級試験合格者 38.12.16官報

学内規程

富山大学学則の一部改正

富山大学学則の一部を次のように改正する。

昭和38年11月12日

富山大学長 横田嘉右衛門

別表(第1)中、薬学部を次のように改める。

薬学部	薬学科	薬化学講座、薬品分析化学講座、生薬学講座、薬品物理化学講座、薬品合成化学講座、衛生化学講座、薬剤学講座、薬剤製造学講座、薬品生物化学講座、薬物学講座
-----	-----	--

附則の次に次の附則を加える。

附則(昭和38年11月12日改正)

この学則(改正)は、昭和38年11月12日から実施する。

富山大学工学部規程の一部改正

富山大学工学部規程の一部を次のように改正する。

昭和38年12月21日

富山大学長 横田嘉右衛門

別表(1)中、工業化学科の表の次に次の表を加える。

工業化学科(化学工学を専攻する者の授業科目及び単位数)

授業科目	単位数	授業科目	単位数
専攻科目		関連科目	
有機化学	4	応用数学	2
無機化学	4	応用数学特論	2
分析化学	4	応用物理学	5
物理化学	4	電気工学概論	3
熱工学	4	機械工学概論	3
輸送現象	4	金属工学概論	3
反応工学	2	工業英語	2
単位操作第1	2	体 育	1
単位操作第2	2		
水力学	2		
流体力学	3		
材料力学	5		
機構学	3		

機 械 設 計 法	4
化学機械 第1	2
化学機械 第2	2
プロセス制御	4
有機合成	4
工業化学	4
酸・アルカリ	4
肥料化学	4
応用触媒化学	3
応用	1
コロイド化学	1
プロセス設計	2
計 画 数 学	4
金 属 材 料 学	3
品 質 管 理	2
安 全 工 学	1
反応工学特論	2
工 場 経 営	2
工 程 管 理	2
化学工学	5
設計製図第1	5
化学工学	5
設計製図第2	5
化学工学特論	
工業化学特論	
化学機械特論	
工業分析	2
化学実験	2
工業物理	2
化学実験	2
有機化学実験	2
化学工学実験	3
化学工学輪読	2
卒 業 論 文	12

- (1) 体育館の使用計画に関すること。
- (2) 体育館の運営その他に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 教育学部長
- (2) 学 生 部 長
- (3) 事 務 局 長
- (4) 保健体育担当教官 2名
- (5) 各学部教官 各1名
- (6) 短期大学部教官 1名

(任 期)

第4条 前条第4号、第5号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 事)

第5条 委員会に委員長をおく。委員長は教育学部長とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第7条 委員会に幹事若干名をおく。

2 幹事は、委員長の指揮をうけ、委員会に関する事務を処理する。

附 則

この規則は、昭和38年12月21日から施行する。

諸 会 議

第10回 評 議 会 (12月13日)

(議 題)

- 1. 富山大学工学部規程の一部改正について。
- 2. 〃 体育館運営委員会規則の制定について。
- 3. 国立大学の学科及び課程並びに学科目に関する省令原案について。

(報告事項)

- 1. 富山工業高等専門学校長の内定について。
- 2. 国立大学協会第30回総会等について。

備考 化学工学特論、工業化学特論及び化学機械特論の単位数は必要に応じて定める。

附則の次に次の附則を加える。

附 則 (昭和38年12月21日改正)

この規程(改正)は、昭和38年12月21日から実施し、昭和37年10月1日から適用する。

富山大学体育館運営委員会規則の制定

富山大学体育館運営委員会規則を次のように制定する。

昭和38年12月21日

富山大学長 横 田 嘉右衛門

富山大学体育館運営委員会規則

(目 的)

第1条 本学における体育館の円滑な管理運営を期するため、富山大学体育館運営委員会(以下「委員会」という。)をおく。

(任 務)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

人事異動

現官職	氏名	異動内容	発令年月日	発令庁
助手 (文理学部)	堀 令 司	助教授に昇任させる	38.12.10	文 部 省
事務員 (附属図書館)	阿 部 恭 子	東京医科歯科大学に出向させる	38.12.16	富山大学
	富 田 龍 二	技術員(施設課)に採用する	〃	〃
事務官 (会計課)	松 原 安太郎	辞職を承認する	38.12.31	〃
用務員 (会計課)	赤祖父 松 輔	〃	〃	〃
用務員 (薬学部)	岩 城 忠 信	〃	〃	〃
助手 (文理学部)	日南田 俊 二	講師に昇任させる	39. 1. 1	〃
	笹 倉 寿 介	助手(工学部)に採用する	〃	〃
課長補佐 (会計課)	中 島 国 衛	教育学部事務長補佐に配置換する	〃	文 部 省
会計係長 (文理学部)	川 島 勇 次	会計課課長補佐に昇任させる	〃	〃
庶務係長 (教育学部)	若 林 良 吉	庶務課文書係長に配置換する	〃	富山大学
文書係長 (庶務課)	藤 田 信 二	〃 職員係長に配置換する	〃	〃
会計係長 (教育学部)	酒 井 弘	文理学部会計係長に配置換する	〃	〃
庶務係長 (経済学部)	吉 田 徳 正	教育学部庶務係長に配置換する	〃	〃
事務官 (会計課)	高 木 行 則	教育学部会計係長に昇任させる	〃	〃
事務官 (教育学部)	伊 東 与三次	経済学部庶務係長に昇任させる	〃	〃
事務官 (文理学部)	中 田 蘆 昶	会計課に配置換する	〃	〃
事務員 (経営短期大学部)	土 池 春 樹	〃	〃	〃
用務員 (教育学部)	高 井 清	技能員(施設課)に配置換する	〃	〃
	岡 山 一 雄	事務員(経営短期大学部)に採用する	〃	〃
	笠 波 金 次	用務員(会計課)に採用する	〃	〃
	福 村 一 男	用務員(教育学部)に採用する	〃	〃

職員消息

<改 姓>

工 学 部

事務補佐員 岩 城 阿喜子 (旧姓・小西)
 〃 見 崎 優 子 (〃 八尾)

<住所変更>

会 計 課

事務官 加 藤 昭 作

教 育 学 部

事務官 北 林 秀次郎

工 学 部

助手 佐 藤 恭 一
 技 官 新 井 甲 一
 〃 品 川 不二雄
 〃 西 出 紀 子
 事務補佐員 岩 城 阿喜子

主 要 日 誌

本 部

- 12月 5日 富山工専教員選考委員会
- 6日 高校・短大・大学連絡協議会
- 7日 富山地区官公庁連絡協議会
- 9日 事務協議会
- 12日 学生寮懇談会
- 12・13日 福利業務担当官会議 (大阪大)
- 13日 評議会 (第10回), 学部長懇談会
- 〃 北陸3大学学生体育連盟運営委員会
- 14日 科学教育研究室修了式
- 16日 生活協同組合理事会
- 17日 事務協議会
- 18日 スキー実習参加学生健康診断

文 理 学 部

- 12月 7日 富山哲学会
- 10日 係長会議
- 11日 教授会
- 〃 人事教授会
- 12日 「北アルプスを探る」講演と映画の会
小笠原教授ほか
- 14日 「エスキモーの生活について」映写解説
明大教授 岡 正雄
- 18日 真率会幹事会
- 〃 人事教授会
- 19日 第10週授業終了

教 育 学 部

- 12月 4日 大学問題対策委員会
- 9日 人事教授会
- 11日 学部紀要編集委員会
- 〃 教務委員会
- 〃 教授会
- 19日 教官選考委員会

経 済 学 部

- 12月 2日 会計事務監査
- 5日 教務委員会
- 〃 教授会 (第15回)
- 12日 人事教授会
- 19日 教授会 (第16回)
- 〃 40周年沿革史編集委員会
- 23日 冬期休業 (1月6日まで)

薬 学 部

- 12月 4日 教授会
- 14日 授業終了
- 16日 3年次追再試験 (24日まで)
- 18日 放射性同位元素応用研究室運営委員会
- 〃 教授会
- 19日 2年次学生実習終了

工 学 部

- 12月 4日 一般教授会
- 5日 インフルエンザ予防接種実施 (第2回目)
- 11日 学部将来計画委員会
- 23日 学部温交会の忘年会
- 25日 一般教授会及び専任教授会

附 属 図 書 館

- 12月 2日 本館会計事務打合会
- 6日 会計事務実地監査
- 23日 時間外閲覧年末休止

経 営 短 期 大 学 部

- 12月 5日 経済学部・短大合同忘年会
- 6日 高校・短大・大学連絡協議会
- 8日 短大忘年会
- 11日 入試問題打合会
- 12日 経済学部・短大合同委員会 (人事)
- 20日 体育講義期末試験
- 23日 授業終了

諸 報

給 与 法 の 改 正 に つ い て

第45回特別国会で給与法が一部改正, 12月20日付法律第174号をもって公布施行 (10月1日適用) された。
俸給表別表のうち, 関係分は次のとおり。

(次頁参照)

昭和39年1月20日

印刷所 安倍印刷 KK

② 行政職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級	
	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円
1	26,000		19,300		16,300		12,200		10,500	
2	27,500		20,500		17,300		12,800		10,900	
3	29,100		21,700		18,300		13,400		11,300	
4	30,700		23,200		19,300		14,000		11,700	
5	32,300		24,600		20,300		14,700		12,200	
6	33,800		26,000		21,300		15,500		12,700	
7	35,300		27,300		22,500		16,300		13,200	
8	36,600		28,600		23,700		17,100		13,700	
9	38,000		29,900		24,800		18,000		14,500	
10	39,400		31,100		25,700		18,900		15,200	
11	40,500		32,200		26,600		19,600		15,900	
12	41,400		33,300		27,400		20,200		16,500	
13	42,300		34,200		28,200		20,800		17,100	
14	43,200		35,200		28,900		21,400		17,600	
15	44,100		36,100		29,600		22,100		18,100	
16	45,000		36,800		30,300		22,800		18,600	
17	45,800		37,400		31,000		23,500		19,100	
18	46,500		38,000		31,600		24,200		19,600	
19	47,200		38,600		32,100		24,900		20,100	
20	47,900		39,100		32,600		25,600		20,600	
21	48,600		39,600		33,100		26,200		21,200	
22	49,300		40,100		33,600		26,800		21,900	
23	49,900		40,600		34,100		27,400		22,600	
24	50,500		41,100		34,600		27,900		23,300	
25	51,100		41,600		35,100		28,400		24,000	
26	51,700						28,900		24,600	
27									25,200	
28									25,700	
29									26,200	
30									26,700	

① 行政職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級		7 等級		8 等級	
	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円
1	94,100		68,100		47,100		32,700		24,300		19,200		16,100		12,000	
2	97,800		71,600		49,600		34,800		26,300		20,700		17,100		12,400	
3	101,500		75,100		52,200		36,900		28,300		22,300		18,100		12,800	
4	105,200		78,600		54,800		38,900		30,300		24,000		19,200		13,200	
5	108,900		82,100		57,400		40,800		32,200		25,800		20,700		13,600	
6	112,600		85,600		60,100		42,700		34,100		27,600		22,200		14,300	
7	116,300		89,100		62,800		44,500		36,000		29,400		23,700		15,200	
8	120,000		92,600		65,500		46,300		37,800		31,100		25,300		16,100	
9	123,700		95,700		68,200		48,100		39,400		32,800		26,900		17,000	
10			98,300		70,700		49,900		40,800		34,200		28,400		17,900	
11			100,300		72,700		51,700		42,100		35,600		29,500		18,800	
12			101,800		74,700		53,500		43,300		36,800		30,600		19,800	
13			103,300		76,500		55,300		44,200		37,700		31,700		20,900	
14					78,000		57,100		45,000		38,400		32,400		21,900	
15							58,800		45,700		39,100		33,100		22,500	
16							60,400		46,400		39,800				23,100	
17							61,800		47,100						23,600	
18							62,900									
特			160,000													

備考 (一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) この表の1等級の特号俸は、第六条の二第一項の規定に基づき人事院規則で指定する官職を占める職員のみ適用する。

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

③ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級	
	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額
1	94,100	47,200	33,900	27,700	18,000	13,600						
2	97,800	49,900	36,500	30,100	19,200	14,400						
3	101,500	52,700	39,100	32,500	20,400	15,400						
4	105,200	55,500	41,800	34,900	21,900	16,400						
5	108,900	58,300	44,500	37,300	23,600	17,500						
6	112,600	61,100	46,900	39,700	25,300	18,600						
7	116,300	63,900	48,900	42,100	27,100	19,900						
8	120,000	66,700	50,900	43,900	29,000	21,500						
9	123,700	69,500	52,900	45,600	31,000	23,200						
10		72,300	54,900	47,300	33,000	25,000						
11		75,100	56,900	48,900	35,000	26,800						
12		77,900	58,900	50,500	37,000	28,700						
13		80,700	60,900	52,100	39,000	30,600						
14		83,500	62,900	53,700	40,400	32,400						
15		86,200	64,900	55,300	41,600	34,200						
16		88,900	66,700	56,900	42,700	35,700						
17		91,300	68,500	58,500	43,800	37,000						
18		93,400	70,100	60,100	44,900	38,100						
19		95,500	71,500	61,700	46,000	39,200						
20		97,600	72,900	63,100	47,000	40,200						
21		99,600	74,100	64,500	48,000	41,100						
22		101,500	75,300	65,900	49,000	41,900						
23		103,300		67,200	49,900	42,700						
24				68,300	50,800	43,500						
25				69,300	51,700	44,300						
26						45,000						
特1	170,000											
特2	180,000											

備考 (一) この表は、大学及びこれに準ずるもので、人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) この表の1等級の特1号俸及び特2号俸は、第六条の二第二項の規定に基づき人事院規則で指定する官職を占める職員のみ適用する。
 (三) この表の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

④ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1 等級		2 等級		3 等級	
	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額
1	31,200	14,300	12,800			
2	33,100	15,400	13,200			
3	35,000	16,700	13,600			
4	36,800	18,000	14,300			
5	38,500	18,900	15,100			
6	40,200	19,800	16,000			
7	41,900	20,800	17,000			
8	43,600	22,300	18,000			
9	45,300	23,800	19,000			
10	47,000	25,300	20,000			
11	48,700	27,200	21,400			
12	50,400	29,200	22,800			
13	52,200	31,100	24,400			
14	54,100	33,000	26,000			
15	56,000	34,800	27,500			
16	57,900	36,600	28,900			
17	59,800	38,200	30,100			
18	61,700	39,700	31,300			
19	63,000	41,100	32,400			
20	64,300	42,500	33,300			
21	65,600	43,900	34,100			
22	66,900	45,300	34,800			
23	68,000	46,600				
24	69,100	47,800				
25	70,000	49,000				
26	70,900	50,200				
27		51,400				
28		52,500				
29		53,600				
30		54,700				
31		55,700				
32		56,700				
33		57,600				
34		58,500				
35		59,400				
36		60,200				

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので、人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

⑤ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号俸	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級	
	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額
1	29,800	22,100	15,400					
2	31,800	23,800	16,300					
3	33,800	25,800	17,200					
4	35,800	27,800	18,100					
5	37,700	29,700	19,200					
6	39,400	31,500	20,500					
7	41,100	33,300	21,900					
8	42,700	35,000	23,300					
9	44,100	36,600	24,700					
10	45,400	38,000	26,200					
11	46,700	39,400	27,600					
12	48,000	40,400	29,000					
13	49,300	41,200	30,200					
14	50,600	42,000	31,200					
15	51,800	42,700	32,000					
16	52,800	43,400	32,800					
17	53,700	44,100	33,500					
18	54,600	44,800	34,200					
19	55,500	45,500	34,900					
20	56,400	46,200						
21	57,300	46,900						
22	58,200							
23	59,100							
24	60,000							

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。